

内閣参甲第一七二号

昭和二十三年十一月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員細川嘉六君提出ナホトカよりの引揚船及び上陸地における暴行事件についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員細川嘉六君提出の「ナホトカ」よりの引揚船及び上陸地における暴行事件についての
質問に対する答弁書

一、予想せられる斯種紛争事件に対して講じていた当局の措置

- (イ) 引揚船乗込の復員指導官と連絡をとり斯種事件の發生の予知に努めていた。
- (ロ) 所轄警察署に連絡し警察官の増員を求め各寮の巡視警戒に遺憾なきを期していた。
- (ハ) 現地駐在進駐軍に連絡し巡察警戒の万全を図つていた。
- (ニ) 舞鶴引揚援護局次長以下幹部指揮の下に宿直員を増員してかかる事件の發生予防に努めていた。
- (ホ) 船中においては復員指導官が揚陸後は援護局次長以下幹部職員並びに寮勤務員により暴行事件の禁止につき懇切に注意して事件発生防止に努めていた。
- (ヘ) 被害を予知せられる者は本人の申立により別室に收容してその身体の安全を期していた。

二、英彦丸(十一月一日入港) 恵山丸(十一月二日入港)

高砂丸(十一月三日入港)引揚者間の紛争事件の真相及当局の措置

(1) 英彦丸の船中における紛争事件について

(イ) 艦乗員(林富男)は十月二十九日ナホトカ港で乗船と同時に復員業務の円滑を期して暴力行爲の禁止を勧告

三十日二三、〇時数名が毆打されたのを艦乗員が発見し制止の結果暴行々爲は終止した。

(ロ) 海中に投ぜられた者があり舞鶴入港の際十三名が不足していたという事は全く事実無根である。

(2) 舞鶴引揚援護局内における紛争事件について

(A) 十一月一日

(イ) 時刻及場所

第一回午後九時三十分頃 第二寮海岸側便所内

第二回午後十時十分頃 第二寮海岸側便所内

(ロ) 紛争の原因

別記被害者山本、下中、重光が在ソ中自己の意見に反対する者をすべて反動者として未帰還に至らしめたと云うことにある模様。

(ハ) 措置

寮主任が逃廻申紛争を発見、直ちに警察官に連絡制止す。被害者は別室(第一寮)に保護收容し加害者は局内警官室に連行す。

(B) 十月二日

(イ) 時刻及場所

午後七時頃より午後八時頃まで第五寮内に於いて。

(ロ) 紛争の原因

同日の紛争と同一の原因によるものの如し。

(ハ) 紛争の状況

次々に起つた紛争事件に対し、舞鶴引揚援護局員及び予め警戒中の進駐軍及警察官に於て極力制止に努め鎮静せしめた。

(ニ) 措置

別紙被害者を英彦丸下中範雄外七名を国立病院に收容、高砂丸渡邊一臣外十名を檢疫病院に收容保護した。

(C) 十一月三日

(イ) 時刻及場所

午後六時三十分頃 第四寮中央玄関口

(ロ) 被害の状況

闇打的に殴打したものの如く、被害者恵山丸渡邊曉は腰部捻挫し入院加療す。

(ハ) 措置

被害者は入院、加害者は鋭意搜索せるも判明しない。

(D) 十一月四日

(イ) 時刻及場所

午後七時三十分頃 第五寮

(ロ) 紛争の原因

被害者廣瀬太郎は元藥劑將校として衛生關係を担当し、奥野、倉石、草野、二階堂四名は通訳又は作業組長の地位にあつたが、当時食糧關係から栄養失調患者続出したに拘らず不当に労働を強要し遂に死亡者十三名を出したと謂う事でその責任を追求したというものの如くである。

(ニ) 措置

(ハ) 被害の状況、奥野は顔面打撲症を負つたがその他は殴打せられたが負傷はない。

逃視中の局員が発見直ちに制止せしめた結果お互に和解したので寢室に歸らしめ負傷者は医務室にて治療

(E) 十一月五日

(イ) 時刻及場所

午後七時二十分頃 第五寮及第三寮内

(ロ) 被害者及び被害の状況

加害者数十名不詳が被害者淺利篤、淺野正治を殴打せるも負傷はなかつた。

(ハ) 措置

右二名の被害者の外危険を感じている者九名を別寮に保護收容した。

三、類似の紛争事件の真相について

(3) 本紛争事件被害者中三名が肋骨を折られ入院死亡したということは全く事実無根である。

(1) 日時及場所

(イ) 五月十日午後十時頃 舞鶴引揚援護局構内第三寮屋外

(ロ) 六月十六日午後八時頃 同局構内第二寮階上中央玄關及第二寮海岸側階上

(ハ) 六月二十一日午後八時頃 同局第四寮海岸側階下

(2) 紛争の原因

(イ) 在ソ中被害者が同僚の食糧を不正横領したこと。

(ロ) 在ソ中被害者がソ聯当局より課せられたノルマ以上の労働を強要したこと。

(ハ) 自己に反対する者を反動者として摘発し帰還を不能に陥らしめた。

(3) 当局の措置

(イ) 引揚者全員に自重を促し妄動を警しめた。

(ロ) 進駐軍並警察当局に連絡警戒を強化

(ハ) 宿直を増員強化

(4) 紛争関係者及被害の状況

(イ) 被害者

氏名 年令 乘船船名

前島正廣 34才 永徳丸(五月九日入港)

石挂良吉 40才 //

鈴木健太郎 27才 //

田込稔 中尉 榮豊丸

大塚高四 //

武田久米彦 //

奥田米治郎 關東軍參謀 //

河野猪重郎 一等兵 遠州丸

北川敏夫 //

栗原知郎 //

中村利三郎 二等兵 //

野口新一郎 一等兵 //

宮内一男 //

鈴木藤一 曹長 //

被害の状況

前頭部、右部擦傷後頭部、長サ約一寸裂傷全治二週間

下門歯一本打損

頭左上部裂傷長サ約一寸 全治一週間

右眼下負傷、鼻血

打撲傷

鼻血

打撲傷

後頭部、右前腰部、右手負傷

左手裂傷腰打撲

打撲傷

//

//

//

//

(口) 加害者

信濃丸乗船者(九月九日入港)

明和忠一郎 稻毛 実 小田切義久 河野利久太 鎌田 透 伊藤 博

春藤三次郎 石塚海之進 吉田 進 一浦彌三雄 木村八郎 木村 操

大田高男 庄司 章 竹下長利 佐藤勝藏

英彦丸乗船者

北條久彌 田村敏郎 村本克之 小松恒夫

遠州丸乗船者

江尻 勉 池田芳喜 乾 庄九郎 吉田晴雅

四、英彦丸、惠山丸、高砂丸、暴行事件被害者名簿

(1) 舞鶴國立病院入院者

船名	氏名	住	所	年令	旧軍隊に於ける階級	病名	備考
高砂丸	佐藤一郎	三重縣一志郡八幡村奥津		三十二歲	一等兵	額面足闕節打撲傷	十一月十九日退院
〃	上園辰男	宮崎縣西諸縣郡小林町		二十三歲	二等兵	左大腿挫傷	〃
〃	樋沼 恕	東京都中野区野方町		三十五歲	上等兵	右大腿後頭部打撲傷	〃

佐藤 匡介 北海道留萌郡留萌町 三十八歲 一等兵 右背部後頭部左上膊打撲傷

福島 福則 福岡縣八幡市紙屋町二丁目 二十九歲 上等兵 顏面打撲傷

本島 正雄 宮城縣仙台市北六番町 三十一歲 不詳 右顏面左背部挫傷

英彦丸 下中 範雄 廣島縣加茂郡下野村 二十六歲 上等兵 打撲傷

惠山丸 中川 澄雄 熊本縣宇戶郡網津村 一等兵 顏面打撲傷

渡辺 曉 宮崎縣西諸縣郡小林町 二十四歲 一等兵 腰部挫傷

(2) 舞鶴引揚援護局医療課病室入室者名簿

船名 氏名 住 所 年令 旧軍隊に於ける階級 病 名

高砂丸 渡辺 一臣 鳥取縣西伯郡渡村 二十五歲 不詳 左背部左胸部上肢挫傷

紺野 敏夫 廣島縣安佐郡三ヶ村 二十四歲 上等兵 顏面挫傷

赤池 貢 山梨縣西八代郡吉岡村 三十五歲 上等兵 右肋部挫傷

井手 研二 佐賀縣佐賀村 三十四歲 兵 長 側頭部左右小指挫傷

出井 知男 大阪府大阪市北区河内町 二十五歲 上等兵 左肋部挫創

渡辺 正治 山梨縣南都留郡下吉田町 二十四歲 一等兵 左腰部頭部挫創

鍋田 源次 熊本縣上益城郡大島村 二十四歲 上等兵 左顏面側頭部挫創

" 小井土 誠 群馬縣前橋市藝町 二十九歲 軍 屬 顔面左第二指挫創
 " 土田 正章 長崎縣北高來郡古賀村松原 三十二歲 少 尉 右眼打撲傷
 惠山丸 渡辺 豊実 横浜市南区弘明寺町 二十八歲 不 詳 腰部打撲傷
 高砂丸 土留 通雄 横浜市南区中島町一ノ一 二十八歲 兵 長 頭部打撲傷
 (3) 其の他別室保護收容者

船名	氏名	住	所	年令	旧軍隊における階級
高砂丸	田中 就明	長崎縣西彼杵郡深堀村大字深堀		二十六歲	二等兵
英彦丸	橋山 武	静岡縣榛原郡地頭村		二十四歲	不詳
高砂丸	山口 健一郎	埼玉縣秩父郡大和村大野		三十一歲	一等兵
"	川崎 晃	愛知縣宇和島市百の浦		二十五歲	不詳
"	大志田 正夫	岩手縣紫波郡飯岡村字永井		二十五歲	上等兵
"	伊藤 千喜雄	宮城縣桃生郡北村字佐の巢		二十五歲	兵長
"	小林 久太郎	新潟縣西蒲原郡國上村字佐善		三十四歲	社員
"	五十嵐 正作	新潟縣三條市北中区一七二一		三十四歲	官吏
"	河合カオル	茨城縣東茨城郡綠田村千波		二十三歲	一等兵
"	大和 英之	長野縣東筑摩郡片岡村		二十七歲	不詳

渡辺 英一	新瀉縣古志郡荷須村北荷須	二十九歲	上等兵
青木 光男	愛知縣海部郡カニ町川東	二十五歲	一等兵
光長 藤次郎	長崎縣笠原町仁畔	二十七歲	〃
佐藤 義男	廣島縣沼隈郡山南村	〃	〃
福本 山彦	茨城縣中湊郡小湊町	二十六歲	兵長
野村 稔	京都府乙訓郡乙訓村字井内七八	二十五歲	上等兵
河合 洋一	滋賀縣神崎郡御園村字村田	二十五歲	軍曹
黒子 俊	栃木縣芳賀郡祖田井町	二十六歲	軍曹
松村 新之丞	埼玉縣南埼玉郡久方町一〇三六	二十六歲	二等兵
田中正久	奈良縣宇治郡五條町字須惠	二十四歲	不詳
廣瀬 太郎	不詳	不詳	〃
奥野 勵	大阪府東区神崎町四四	〃	〃
倉石 壽夫	〃	〃	〃
草野 廣	長崎縣南高來郡小濱町	〃	兵長
二階堂 國男	東京都世田ヶ谷区松原町二ノ七 七一一	〃	一等兵
淺利 篤	大阪府浪速区西鬮ヤ町	〃	不詳

惠山丸

高砂丸 高橋敏夫 不詳

〃 黒澤宗夫 岩手縣二戸郡福岡町

〃 淺野正治 大阪市浪速区西関ヤ町

〃 惠山丸 大澤喜一郎 栃木縣安蘇郡田沼町山越

〃 有本松郎 不詳

〃 英彦丸 山本圭次郎 〃

〃 重光齊次 〃

五、英彦丸、惠山丸、高砂丸事件加害者名簿及び処分

1 現在までに判明せる加害者は次の通りである。

船名 氏名 住所 年齢 旧軍隊における階級

永徳丸 申舟利夫 不詳 四十一歳 不詳

〃 鴛海金雄 〃 三十八歳 〃

〃 佐々木四郎 福島縣相馬郡金房村大字小谷 二十六歳 社員

高砂丸 申村一男 不詳 〃 不詳

〃 針谷豊次 富山縣山田郡手掛町手掛 〃 〃

〃 土岐尙高 埼玉縣埼玉郡原通村字道田 〃 〃

惠山丸 新川 清 杉並区上高井戸三ノ七七六 一等兵

" " 小幡 庄一 秋田縣南松田郡戸賀村字戸賀 " "

" " 小木曾 一雄 愛媛縣丹生郡大正七軒町 " 不詳

" " 大友 高雄 釧路市 " "

氏 名 住所

針谷 豊次 埼玉縣 十一月六日送廳

土岐 尙高 富山縣 "

新川 清 東京都 "

小幡 庄一 秋田縣 "

小木曾 一雄 愛媛縣 "

大友 高雄 北海道 "

2- 暴行者はすべて警察において取調べ送廳されたものは以上の七名であるが当局としては嚴重なる説諭を加えた。

六、暴行前後を通じて当局のとつた措置

引揚者の感情問題に絡む相互間の空氣に相当險惡なものがある事を予知せられたので舞鶴引揚援護局としては事故の絶對的未然防止を期するため直ちに

(1) 進駐軍並に警察当局に対し特別の警戒方を依頼した

この結果隊長リッチモンド以下多数の進駐軍が深更まで寮内外を巡察警戒し又所轄舞鶴警察当局にあつては十一月二日五十五名、同三日四十五名、同四日四十名の警察官を増配(常時は六名)しこれを各寮に特別配置し警察署長以下幹部も來局して警戒に當つた、この警察官の増配は十一月八日高砂丸送出終了まで継続した。

(2) 当局幹部の居残警戒及宿直強化

次長、業務部長、復員部庶務課長以下局幹部は深更まで居残又は宿直し、寮勤務者は全員宿直をして巡視警戒に當つた。

(3) 收容者に対し事故防止方の嚴達、各船毎に中隊長を会同せしめ又次長は夕食後マイクを通じて「ソ連抑留中における怨恨、感情等は水に流して大らかな氣持、新しい友愛親和の心持になり未復員者を待詫びる留守家族の心中を察して滞寮中和やかに通し事故なく出発出来る様」懇切に説示した。

(4) 警察官と協力して夕食後無用者の各室出入を禁止した。

(5) 鬱積せる感情の吐口を求めため進駐軍諒解の下に思想討論会を開催せしめたこれは事件防止に相当効果があつた。

(6) 各船引揚者の思想傾向を予知し收容寮の割当を勘案配置し特に被害を蒙る虞ある者にはその旨本人に申立を促し別寮に收容し特別保護を加え事なきを得た。

尙被害者は病院若くは医療課病室に夫々入院入室せしめた。

(7) 事故誘発防止の見地から従来引揚者に出発帰郷の前夜支給していた清酒の給與を中止し代替として

甘味品を支給した。

(8) 各寮各室において素人演藝会の開催を奨励し職員も飛入出演したこれも感情融和に相当の効果があ

つた。

七、船中及上陸地における責任者の氏名及職名

(1) 船中における責任者

英彦丸 船長 高次武雄

復員指導官 村富雄

恵山丸 船長 上坪新吉

復員指導官 安高音吉

高砂丸 船長 石井三郎

復員指導官 坂田銀次郎

(2) 上陸地における責任者

舞鶴引揚援護局次長 宇野末次郎